

最高裁秘書第2212号

令和7年7月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年6月2日付け（同月3日受付、第070117号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所職員の定員について総定員法という立法形式を導入する場合、その前提となる中長期的な事件動向等の予測、そして必要となる人的体制の見通しについて、裁判所としてそういう見通しを立てることができるかどうかについて必要な検討をした際の文書（平成31年3月8日の衆議院法務委員会における村田斎志最高裁判所事務総局総務局長の国会答弁参照）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）